

福島県土木部 I C T活用工事（土工等）実施要領 新旧表

頁	新	旧
1 ICT 活用工事	1 ICT 活用工事 (3) 対象工事及び工種 I C T活用工事の対象は、次のアからエとする。 なお、イおよびウは、施工を従来型建設機械で実施した場合でも I C T活用工事とする。 ア 土工（対象工種）を含む一般土木工事 <u>(削除)</u> であるものとする。 また、対象工種は、共通仕様書土木工事編 I における次のものとする。 2 ～ 8 （省略） 附則 本実施要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、I C T活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。 附則 本実施要領は、平成 2 9 年 6 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和元年 1 0 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 3 年 1 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 6 年 1 月 1 日以降に土木部が公告する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 7 年 9 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 参考 1 （省略）	1 ICT 活用工事 (3) 対象工事及び工種 I C T活用工事の対象は、次のアからエとする。 なお、イおよびウは、施工を従来型建設機械で実施した場合でも I C T活用工事とする。 ア 土工（対象工種）を含む一般土木工事（災害復旧事業を除く）であるものとする。 また、対象工種は、共通仕様書土木工事編 I における次のものとする。 2 ～ 8 （省略） 附則 本実施要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、I C T活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。 附則 本実施要領は、平成 2 9 年 6 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和元年 1 0 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 3 年 1 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 6 年 1 月 1 日以降に土木部が公告する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 附則 本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に土木部が起工する工事に適用する。 参考 1 （省略）